

In This Issue

- ▶ 実用新案登録出願も優先審査される。
- ▶ 植物関連発明の保護対象、拡大へ
- ▶ 再び招かれた日・韓PDP特許紛争
- ▶ 三星Corning・LS電線、休免特許技術移転へ本格的に乗り出す。
- ▶ 「SWの特許付与」論争が新たな局面へ
- ▶ 感光ドラム特許紛争ーキャノン、最終勝利を収める
- ▶ 特許出願後、一ヶ月以内で出願を撤回する場合、撤回出願の出願料及び審査請求料を全額払い戻せる。
- ▶ 最近の企業CI交代に伴う商標出願の急増
- ▶ 三星電子50ナノ1ギガバイト (Gb) Dラム開発

◆ 特許・実用新案登録制度関連

- ▶ 2006年10月1日より韓国実用新案審査制度が韓国特許制度と同じく、審査後登録制度へと変更されるにつれ(1999.7.1.から2006.9.30.まで実施された無審査登録制度から従来の制度へと戻る)、実用新案登録出願も優先審査の対象となった。(P1)

◆ 最新技術関連

- ▶ 三星電子が世界初、50ナノ1ギガバイト (Gb) Dラム半導体を開発した。50ナノ工程のDラム製品は2008年初に本格的に大量生産に乗り込む予定である。(P8)

◆ 事務所便り

- ▶ 金善鈴弁護士(前韓国政府情報通信部知財権戦略チーム長)が9月1日から当事務所にて再び勤務することとなりました。(P3)

実用新案登録出願も優先審査される

2006年10月1日より韓国実用新案審査制度が韓国特許制度と同じく、審査後登録制度へと変更されるにつれ(1999.7.1.から2006.9.30.まで実施された無審査登録制度から従来の制度へと戻る)、実用新案登録出願も優先審査の対象となった。更に、改正特許法施行令によって、優先審査の対象に韓国特許庁長が外国特許庁長と優先審査を行うよう合意した特許出願が追加された。

優先審査の申込み対象は審査請求がある出願として次のいずれかに該当するものに限る。

1. 出願公開後、第3者が業として出願された発明を実施していると認められる出願
2. 次のいずれかに該当され早急処理が必要な出願
 - イ. 防衛産業分野の出願として防衛産業物資またはその製造方法に関する出願
 - ロ. 公害防止に役に立つ出願として公害防止または除去が主な目的である発明に関する出願

- ハ. 輸出促進に直接関る出願
- ニ. 国家または地方自治体の職務に関する出願
- ホ. 関連法の定めるベンチャー企業または技術革新型中小企業の出願
- ヘ. 国家の新技术開発支援事業の結果物に関する出願
- ト. 国家の品質認証事業の結果物に関する出願
- チ. 条約の定める優先権主張の基となる出願
- リ. 自己実施中又は、自己実施準備段階の出願
- ヌ. 電子取引を促す電子取引関連の出願
- ル. 韓国特許庁長が日本特許庁長と優先審査を行うよう合意した特許出願（まず、日本での特許出願後、同一発明を韓国で特許出願す

るケースとして一定の要件の証明書類を添付する場合)

- ヲ. 出願と同時に審査請求をし、その出願後の2ヶ月以内に優先審査の申込がある実用新案登録出願

優先審査申込みは国家または地方自治体の職務に関する出願の場合を除いて、出願がある時には誰でも韓国特許庁長へその出願に関する優先審査を申込むことができる。今回の変更優先審査制度は2006年10月1日以降の出願から適用される。

植物関連発明の保護対象、拡大へ

2006年10月1日から施行される改正特許法における植物発明の保護対象を限定する旧特許法31条が削除されるにつれ、植物関連発明の保護対象が「無性的に繰り返し生殖できる変種植物」から全ての新規植物へ拡大された。

一方、有性繁殖植物に関する発明の場合、発明の詳細な説明の発明が再現できるように記載することの難しさを考慮し、該当植物体の種子を寄託することによって発明の再現性の代わりになるよう、米
国・日本などで行われている「種子寄託制度」を新たに導入する予定である。これによって韓国特許庁では新たに導入される種子寄託制度を反映する「植物関連発明審査基準」を改正し、10月から施行する。改正審査基準は特許法の改正内容を反映し、全ての植物

関連発明に無性繁殖方法を必須構成要素として記載する規定を削除し、植物関連発明における繰り返す再現性の要件を補える一つの手段として、対象発明の親植物または植物体の

種子などを公認寄託機関に寄託する種子寄託制度と関連規定及び種子寄託の要件を詳細に明示した。

今回の特許法第31条の削除及びこれを反映した改正植物関連発明審査基準は、植物特許の保護対象を拡大することによって、今まで保護され難

特許法第31条の削除及びこれを反映した改正植物関連発明審査基準は、植物特許の保護対象を拡大することによって、今まで保護され難かった有性繁殖植物関連発明までを知的財産権で保護されるようになった。

かった有性繁殖植物関連発明までを知的財産権で保護されるようになったことにその意義があるといえよう。今回改正特許法及び植物関連発明審査基準は2006年10月1日以降の特許出願から適用される。

事務所便り

金善鈴 (Sun Ryung KIM) 弁護士 (前韓国政府情報通信部知財権戦略チーム長)

金善鈴弁護士(Member of New York Bar)が9月1日から当事務所にて再び勤務することとなりました。これからは当事務所にて国際取引と情報通信分野に関する仕事に就きます。

金弁護士は当事務所在職中、2004年から約2年半の間は韓国政府の情報通信部(情報通信振興研究院)に所属し、勤務して今年9月から当事務所に復帰しました。金弁護士は情報通信部にて情報通信振興研究院の研究委員兼知的財産権の戦略チーム長と知的財産権支援チーム長として情報通信部のR&D IP戦略、対外協力、国内IT関連企業の知的財産権の活性化及び政府のIT知的財産権支援業務に就きました。

金弁護士はNew York大で政治学と生物学を専攻し、Franklin Pierce law center でMIP(知的財産権の修士)とJDを修了しました。更に、Franceの Cabinet beau de lomenie, Germanyの Hoffman Eetleなど世界各国(約10カ国)15ヶ所の法律/特許事務所でのLaw Internを経て、New Yorkの Law Firm と Kims and Leesで Associateとして勤めました。

IP関連国際協会であるAIPPIでは韓国協会理事、本部執行委員、Q94(WTO)特別委員会の委員であり、Editorial Advisory Committeeの委員でもあります。

LESでは、LES International Pan Asian CommitteeのVice Chairを歴任しました。現在はLES-Koreaの事務局長とLES InternationalのIT & e-Commerce CommitteeのVice Chairとして勤めています。また、韓国公正取引委員会の知的財産の諮問委員でもあります。特に、金弁護士はLES 2006 Seoul Conference組織委員会のProgram committeeのChairとして2006ソウル総会を成功に導いた主役の一人でもあります。

著書としては「全世界212カ国の海外商標登録ガイド(韓国貿易協会)」と「GMS携帯電話特許紛争ガイドライン(韓国情報通信研究振興院)」などがあります。

再び招かれた韓・日PDP特許紛争

全世界PDP市場の主導権を巡り韓・日の熾烈な技術・製品競争が繰り返されるなかPDP技術特許攻防が再び浮上し始める。韓・日PDP企業の間で特許紛争が激しくなったのはLG電子と三星SDIが技術開発及び施設投資を通じて急速に市場占有率を拡大し、これまで市場主導権を握っていた日本が市場喪失への脅威にさらされたからだと分析されている。

これに先立ってPDP企業は2003年を基点とし、PDP特許を巡る特許訴訟及び無効訴訟を起すなど熾烈な特許紛争を経験した。

◇繰り返される韓・日PDP特許紛争、火種は相変わらず=LG電子、三星SDIが本格生産

へ突入した2001年には日本企業のPDP市場占有率は97%に至るなど市場を独占していた。

しかし、LG電子、三星SDIは2004年4分기에市場占有率50%(52%)を突破し、初めて日本を上回った

以来、2005年1分기には65%を記録するなど、前回2分기までずっと50%を上回り日本を取り越していた。この現状は日本の危機意識を高めたのであろう。

成長し続けているPDP分野で安定的に事業をするためには、主な次世代技術に対する源泉特許権の早期確保はもろんのこと、独店ライセンス取得などの攻撃的特許戦略の推進に精力を尽くすべき

日本松下とパイオニア、富士通は2003年以降、相次いでLG電子と三星SDIに対して特許訴訟を提起した。2004年と2005年に富士通と松下がそれぞれ三星SDIとLG電子に対して特許侵害訴訟を提起し、争った末に相互特許共有（クロス・ライセンス）という事で妥協した事例もある。しかしながら韓・日の間でのPDP特許侵害訴訟は企業のプライドをかけた譲れない事態として拡大しつつある。

去年12月は三星SDIの提訴から始まり松下が訴え返し、これに三星SDIが再度松下を提訴するなど両社の間で特許攻防は長期戦に突入しており、日本パイオニアもまた三星SDIに対してPDP特許侵害訴訟を提起した。この状況のなか、富士通はPDPモジュール関連特許すべてを日立に移転し、日立は別の子会社を設立している。LG電子関係者は新たに設立された子会社が“まだ何のの動きもみせていないので分からないものの新たな火種として作用する可能性は排除できない状況だ”と述べた。

◇韓・日PDP企業間の特許紛争は技術を巡る競

三星 Corning・LS 電線、休眠特許技術移転へ本格的に乗り出す

三星CorningとLS電線が政府傘下機関と協定を結び自社保有休眠特許の中小企業への移転に本格的に踏み込んだ。大手企業が休眠特許の移転のために政府傘下機関と協定を結んだのは今回が初めてである。

三星CorningとLS電線は2006年9月27日にソウルルネサンスホテルにて韓国産業資源部と全国経済人連合会が共同で開催した「大手企業の休眠特許移転の活性化フォーラム」に先立って韓国産業資源部傘下の技術取引専門機関である韓国技術取引所と大手企業との休眠特許移転を主とするMOUを結んだ。両業者は今回のMOUをきっかけとし、自社保有休眠特許を探り出し、

争がいかに激しいかをそのまま現している。

この現状は技術と戦うためにはそれに相当する技術を有しなければならないという事実を骨に染みらせた。反面、市場競争でない特許を利用し競争社を牽制しようとする日本企業の動きは、PDP製造分野においてLG電子、三星SDIによる技術競争が激しくなり、負担として申し掛かっている証であろう。特に、三星SDIが日本松下に対して攻撃的に特許訴訟侵害を提起し、技術優位への強い自信感を表したのは現状を逆説的に裏付けている事例であろう。しかし、成長し続けているPDP分野は技術の流れが速い最先端技術である分、LG電子と三星SDIが特許訴訟で長い時間を費やすことはできないだろう。

LG電子、三星SDIが安定的なPDP事業を続けるためには、主な次世代技術に対する源泉特許権の早期確保はもちろんのこと、独店ライセンス取得などの攻撃的特許戦略の推進に精力を尽くすべきである。

三星CorningとLS電線は、第1回目にそれぞれ約60件と約120件の休眠特許を探り出し技術取引所へ提供しており、引き続き特許提供件数を増やしていく計画である

中小企業へ多額の費用を請求せず移転する計画である。三星CorningとLS電線は、第1回目にそれぞれ約60件と約120件の休眠特許を探り出し技術取引所へ提供しており、引き続き特許提供件数を増や

していく計画である。技術取引所は休眠特許の管理および技術移転の過程においての仲介、休眠特許の適した移転価格の算出などの役割を果たす。

三星Corning技術企画グループ長は“長い間活用できずにいた特許を中小企業へ移転する事業を検討しているなか、技術取引所からの提案を受け、進めることとなった。”と述べた。LS電

線知的財産チーム長は“大手企業は特許を用いて利益を追求しているものの休眠特許はこのような目的を果たせない”と言い、“中小企業がこれらの特許を利用し利益を得られるのであれば意義あることだろう”と移転推進事業の背景を説明した。

技術取引所は今回、両社とのMOUをきっかけ

に大手企業の休眠特許移転事業が活発になることを期待している。技術取引所の技術革新本部長は“今回の協定は大手企業が積極的に移転事業に乗り込むと公表したことに大きな意義がある”と言い、“これからも様々な大手企業と協定を結び、休眠特許の移転事例を増やしていきたい”と強調した。

「SWの特許付与」論争が新たな局面へ

ソフトウェア（SW）自体に特許を与える問題が再び浮上した。論争が激しいなか、最近、韓国ソフトウェア振興院（KIPA）が“SWに特許を与えることは慎重に検討する必要がある”と述べ、韓国特許庁との食い違った意見を打ち明けた。これによって韓国特許庁の主導下で進められたSW特許付与問題は軌道修正を避けられないだろう。

◇**媒体なしプログラムの請求項の認定が核心事項**＝SW特許付与論争の核心は媒体（CD-ROMなど）にセーブできないコンピュータープログラムも特許請求項として認めようとするものである。

韓国内では1984年に「コンピューター関連発明の審査基準」を定め、SWのうちアイデア部門を特許で保護しており、1988年からはフロッピーディスクやCD-ROMなど「コンピュータープログラムがセーブされている記録媒体」も保護している。**韓国特許庁の主張は装置・方法・媒体などにSW特許を与えているので、これからは媒体なしプログラムに対しても特許を与えよう**ということである。しかしながら、これは大手企業の権利を強化させ、結局のところ韓国内中小企業のSW産業発展に打撃を与える余地があるという非難を浴びている。

ソフトウェア（SW）自体に特許を与える問題について最近、韓国ソフトウェア振興院（KIPA）が韓国特許庁との食い違った意見を打ち明けた

◇**SW振興院の反論**＝韓国内のSW産業の政策担当機関であるKIPAは、最近“SW特許論争”という資料を通じてSW特許付与に関して

は慎重に検討すべきであると言ひ、まだその時勢にかなうには早いと述べた。資料では、**まずSW特許が広範囲に渡って許容される場合、中小企業育成という公共政策の目標に**

背くおそれがある。その上、SW特許は費用的側面から技術開発にかかる費用より法的管理費用の方が重く申し掛かり中小企業が背負うには歯が立たないと指摘した。更に、SWの広範囲に渡る特許付与は標準が含まれた特許に繋がり中小企業の開発意志を退けるおそれがあると付け加えた。米国とEUでSW特許権のほとんどを大手企業が持っていることはこの説を裏付けていると説明した。なお、企業は特許を新規開発者に対する盾として活用、これはSW新規技術開発時に払うべきロイヤルティの上昇に繋がり技術開発への投資意欲を退けるという指摘も付け加えた。

それに、新たなSWの生産費用を高め競争商品の出現を妨げる可能性がある」と強調した。特に、韓国内で定めた「コンピューター関連の審査基準」もコンピュータープログラム自体に対する特許を認めようとする趣旨ではないと言ひ切った。KIPA側は“SW特許付与は権利者の保護と中小企業の育成という公共政策目標とのバランスを保ちながら行われるべきである”と言

い、“中小企業が恐れを抱いたことから特許対象におけるSWが除外されたEUの事例を慎重に検討すべきである”と説明した。

◇新たな局面を迎えたSW特許付与＝韓国内SW政策を総括するKIIPAがSWの特許付与について事実上反対にまわるにつれ、今までこの問題に積極的に取り組んだ韓国特許庁も軌道修正を避けられない。

まず、韓国特許庁は今月に業界と専門家が参加するフォーラムを開催し、広い範囲での意見を取り入れる予定である。特許庁の情報通信審査本部のコンピューター審査チームの技術書記官

は“意見を取り入れる過程において実際に業界の反発が激しければ推進作業を調節するもののプログラム開発者を保護するための趣旨の制度改善作業は止めない。”と表明した。彼は“媒体と方法などを通じて既にSWに特許が与えられている状況下で技術発展の趨勢に応じて特許付与の範囲を少しずつ拡大していくことが関連産業にダメージを与えるという主張は理解し難い”と付け加えた。しかしながら、業界においても“EUも問題があつてSW特許付与を決められずにいる”と言い、“KIIPAが公式的に恐れを表した分、韓国特許庁ももっと慎重にことを進めるべきである”と口を揃えた。

感光ドラム特許紛争 — キヤノン、最終勝利を収める

日本キヤノンが三星電気・PARK&OPCに対するレーザープリンター感光ドラム（Organic Photo Conductor）特許権の訴訟にて最終的に勝利を収めた。これによって生産中断・損害賠償などの措置がとられると思われる。最高裁判所1部は10月12日“感光ドラム製造方式の特許権を侵害したため完成品、半製品を含むすべての商品を廃棄処分し、損害賠償しろ”と判決し、キヤノン社の三星電気とPARK&OPCに対する特許権侵害禁止請求訴訟の上告審にて原告勝訴判決を下した原審を確定した。

裁判部はまた判決文にて三星電気には約3億2千万ウォンを、PARK&OPCには約18億2千万ウォンを、それぞれ賠償しろという判決を下した。この判決により今年のみで年間一千億規模

に達する韓国レーザープリンター用トナーカートリッジリサイクル産業は深刻な打撃を受けざるを得なくなった。韓国内でOPCを生産している

会社はPARK&OPC・BAIKSAN OPCなど5～6ヶ所。

特に、キヤノンの場合、大体のOPCを市場占有率1位の企業であるHPに供給しており、韓国業界は全体

の70%に達する市場を失われるであろう。

ロイヤルティ（royalty）と被害補償を通じて営業は続けられるもののロイヤルティだけでもモデル当たり数十億ウォンに至ると予想される。のみならず、売り上げの約半分を海外へ輸出する韓国業界の輸出減少も避けられないものであり、今回の判決が及ぼす韓国業界への被害は相次いで広がるであろう。

特許出願後、1ヶ月以内で出願を撤回する場合、撤回出願の出願料及び審査請求料を全額払い戻せる

◇ 韓国特許庁、改正特許法を来年7月1日から施行する予定。
来年から間違つて出された特許出願を1ヶ月以

内で撤回すると、出願料及び審査請求料を全額払い戻せる。特許庁は、特許審査の滞積の解消と出願人の経済的負担を軽減させるための特許

法改正案を12月の定期国会に上程し、通過される場合、来年7月1日から施行すると見込んでいる。

今回の改正案によると、出願人が特許出願後、特許明細書の誤謬をみつけ、特許登録が難しいと判断するか、或いは、登録できても維持費用に歯が立たないと判断する場合に、1ヶ月以内で出願を撤回すると、出願時支払った出願料と審査請求料の全額を払い戻せる。しかし、1ヶ月以内で出願審査が始まる優先審査の請求があった特許出願は今回の出願料と審査請求料の還元対象から除外される。





現在、審査請求料は、基本料が¥109,000(≒¥13,500)であり、請求範囲が一項増えること

に¥32,000(≒¥4,000)が加算される。出願料は基本料¥38,000(≒¥4,800)に明細書、または、図面が一面追加ごとに¥1,000(≒¥125)が加算される。内容の膨大な企業特許の場合、出願時、件数当りの出願料と審査請求料が数百ウォン(≒数十円)に至る。にも拘らず、現行特許法84条は既に納付した出願料と審査請求料の払い戻しは出来ないこととなっている。

しかし、今回の施行される改正案は、企業側には間違った特許に対する費用の支払いがなくなり、費用節減の効果を、特許庁側には必要でない特許の審査が減り、特許審査の滞積の解消に繋がると期待される。

来年7月1日から間違っ
て出願された特許出願を1
ヶ月以内で撤回する
と、出願料及び審査請
求料の全額を払い戻せる

最近の企業C I 交代に伴う商標出願の急増

最近、企業の「顔」を新しく取り替えるC I (Corporation Identity: 企業イメージ統合) 作業が活発に進むにつれ、商標出願も増加しつつある。韓国特許庁によると、企業C I の取替えに伴う商標出願の現況は2003年14ヶ所55件、2004年11ヶ所203件、2005年44ヶ所501件、2006年7月末現在まで29ヶ所324件が出願され、毎年持続的に増加傾向を見せている。体表的な商標出願をみると、SKグループの 、GSグループの 、Kumho Asianaグループの  Samyang社の  などがあ

このような企業C I の取替えは、多くの韓国企業が創立20~30年を超え、イメージ変身を試みる時点となり、その上、過去とは違う企業の外的規模より企業イメージで評価される時代の訪れとともに企業がその持ち色を積極的に変

えようとしているからである。最近の企業C I の特徴は「感性」を強調しており、文字中心のデザインから脱皮し、消費者に親しまれやすいデザインへと変わりつつある。言い換えれば、より強烈な企業イメージ伝達への要望が高まるなか、文字マークより一段階進化した図形アイコン中心に変わり、且つ、多様な色彩を加え、消費者の想像力を刺激しており、伝達メッセージも企業理念を一方向的に流すことから最近には幸せ、希望、環境親和、未来経営などの意味を含むメッセージに変わり、よりサービス概念を重視する傾向にある。

C I 業界の関係者によると、現在、一部の大手企業 (Doosanグループ、Hyosungグループ) が新たなC I 作業を準備しているということで、商標出願の増加傾向はこれからも続くであろうと見込まれる。

企業C I も商標として登録されなければ保護を受けられないため、他C I に対する事前調査をし、C I の商標としての登録が拒絶されることを防止する

一方、企業C Iも商標として登録されなければ保護をうけられないため、C I作業の進行状況が同じであるか、または類似する他企業のC Iや登録商標があるかを事前検討することによ

て多額の費用を費やしたC Iの商標としての登録が拒絶される事例を防止できると韓国特許庁関係者はアドバイスした。

三星電子50ナノ1ギガバイト (Gb) Dラム開発

三星電子が世界初、50ナノ1ギガバイト (Gb) Dラム半導体を開発した。

50ナノ工程のDラム製品は2008年初に本格的に大量生産に乗り込む予定である。

三星電子は10月19日「50ナノDラム時代の開幕」を宣言し、2000年150ナノ技術から今年50ナノ技術まで7世代連続で世界最初、Dラム新工程開発を実現したと明かした。

50ナノ工程技術は、現在、大量生産の80ナノ工程に比べ、3世代進んだ技術として生産性が二倍も優れ、三星電子が昨年世界最初に開発した60ナノ工程に比べても55%も高い生産性をみせている。この技術は超高速動作、データセーブ能力の拡大、消費電力の節減などの特性を有し、大容量PC用DラムとグラフィックDラム、モバイルDラムなど全てのDラムへと拡大

適用できることが特徴である。

三星電子関係者は、“50ナノDラムは「RCA T」と「SEG」という三次元の立体トランジスタ構造の新技术であり、「複合遺伝層」という新物質、Dラムセル最小面積を縮める「6F²構造」などを適用し、開発できた”と説明した。

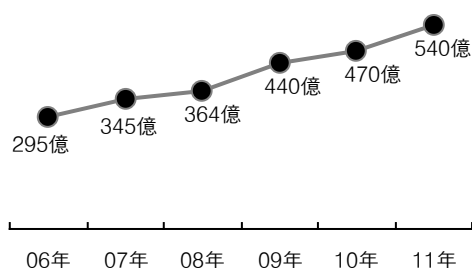
三星電子はこれと関連し、新規工程、製品開発、デザイン分野を含む特許約50件を韓国内外へ出願した。

50ナノ級Dラム市場規模は2008年50億ドルから始まり2011年まで4年間、総550億ドルに至る見込みである。

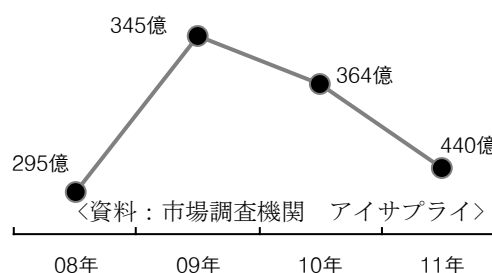
三星電子は10月19日「50ナノDラム時代の開幕」を宣言し、2000年150ナノ技術から今年50ナノ技術まで7世代連続で世界最初、Dラム新工程開発を実現したと明かした

三星電子はDラムが今年、半導体の単一品目として売り上げ100億ドルを達成できると述べた。

世界Dラム市場の展望 (単位：ドル)



世界50ナノDラム市場の展望 (単位：ドル)



K & L Kims and Lees
世韓國際特許法律事務所

8th Fl., Dongduk Bldg., 151-8 Kwanhoon-dong,
Jongro-gu, Seoul 110-300, Korea
TEL : +82 2 733 9991 / FAX : +82 2 733 6351
Website: www.kimsandlees.com / e-mail: ybkim@kimsandlees.com